

- ③ 小笠原欣幸「二〇〇四年總統選挙の分析」アジア経済研究所トピックレポートNo.51『陳水扁再選—台湾總統選挙と第二期陳政権の課題』(http://www.idea.go.jp/Japanese/Publish/Topics/pdf/51_01.pdf)を参照。
- ④ 台連は七・七九%の得票率を得ながら選挙区での獲得議席率はわずか三・九八%にすぎない。この差は六議席に相当するが、これは必ずしも戦術的失敗とは言えない。というのは、現行選挙制度は得票率一〇%以下の小政党には不利に作用し、大政党に有利に作用するので、台連の得票率と議席率との間のギャップは戦術的問題ではなく選挙制度の問題としてとらえるべきである。
- ⑤ 東部の三県(宜蘭県、花蓮県、台東県)は支持構造が異なるのでここでは比較検討の対象としない。特殊要因のある金門県、連江県も除外した。なお、宜蘭県では定数が一つ減って四議席から三議席になっている。
- ⑥ 二〇〇四年立法委員選挙の投票率は、雲林県が〇・六六ポイント上昇し六四・〇七%、彰化県は〇・二二ポイント上昇し六八・三九%であった。
- ⑦ 以下の相關関係の計算ではすべて特殊要因のある金門県、連江県を除外してある。

視点・台湾の立法委員選挙と今後の政局 その三

中台関係における「現状維持」の逆説

——二〇〇四年台湾立法委員選挙前後を中心に——

松田康博

(防衛研究所主任研究員)

はじめに

二〇〇四年の台湾は、三月に總統選挙、一二月に立法委員選挙(総選挙に相当)が行われ、激動の一年となった。台湾政治は、台湾アイデンティティをめぐって緑陣営と青陣営(注1)に両極化しているため、どちらが勝つかによって中華人民共和国(注2)との関係に変化をもたらす。ことに陳水扁總統の下で台湾の「事実上の独立化」が進行するにつれ、中華人民共和国による武力行使のリアリティーが増しつつある。しかも、与野党の力量が接近していつどちらの選挙も結果を予測することが極めて困難であった。台湾における主要選挙の結果はますますこの地域の安全保障上の関心事となっている。

本稿は、二〇〇四年三月に行われた總統選挙後から一二月に行われた立法委員選挙に到るまでの政治過程と選挙結果、およびそれにまつわる中華人民共和国や米国の動向から、中台関係にどのような構造変化が起こりつつあるのかを明らかにすることを目的としている。この際、しばしば言及される「現状維持」に関する米中台のギャップに注目する。

領土(または統治範囲、以下同じ)の変更は、パワーポリティクスによって、しかもその大部分は武力によってなされる。大まかに言って、対立者同士は互いの力の限界点で妥協し、「暫定協定」(modus vivendi)を結んで境界線を引くか、あるいはできあがった境界線を事実上受け入れることとなる。したがって、(事実上のそれを含む)国境線の「現状」(status quo)に対して不満を持つ主体は世界中に存在する。し

かし、境界線の変更は武力を伴うことが多いため、国内の政治的文脈から見てたとえどれほど正当性があると思われても、「失地回復主義 (friedensja)」を武力で実現することは、国際社会では正当性がないと考えられており、非難の対象となる。つまり、境界線の「現状」とは、紛争を顕在化させないため、軍事抑止に加え国際社会の理性によって維持されているのである。

ところが、現在中台それぞれが相手による「現状変更」を批判している状態にあり、特に台湾が現状変更を試みていると見なされる傾向にある。本稿では、台湾海峡における「現状」がどのようなものであるかを、米中台の言説から明らかにし、中台関係の構造変化を理解する一助としたい。

一 中華人民共和国の「五一七声明」

鄧小平時代以来、中華人民共和国の対台湾政策は「平和統一」政策であって、「現状維持」ではない。中華人民共和国は長年「中華民国」と国連における中国の代表権や承認国を争ってきたが、その外交原則は「一つの中国」であった。すなわち、中国は分裂しておらず、台湾は中国の一部であり、中華人民共和国政府が中国を代表する唯一合法的政府である、という主張である(注3)。江沢民時代の対台湾政策は、鄧小平時代のそれを基本的に踏襲しており、最も有名な声明として、一九九五年に発表された「江沢民の八項目提案」がある。

この時、どうやったら台湾を(統一を話し合う)「政治交渉」のテーブルにつけられるかが主要なテーマであった(注4)。ところが、二〇〇〇年には陳水扁が総統に当選して台湾独立派政権が誕生し、二〇〇四年に陳が再選されると、独立派政権が長期化する可能性が出てきた。この過程で、従来「統一促進」を目的としていた中華人民共和国の台湾政策のトーンに変化が生じつつある。陳水扁再選後の台湾に対する中華人民共和国の政策は、陳水扁総統の就任演説に先立つ五月十七日に國務院台湾事務弁公室が発表した声明によって明らかになったが、その主な内容は以下の通りである(注5)。

① 状況はとても深刻である。台湾は大陸と台湾が一つの中国に属しているという現状に対して挑発し、兩岸関係を危険な瀬戸際へと追いやっている。

② 中国の原則

- ・中国は「一つの中国」の原則的立場を堅持し、決して妥協しない。
- ・平和的交渉の努力を堅持し、決して放棄しない。
- ・台湾同胞と共に兩岸の平和的發展を求める誠意は、決して変更しない。
- ・国家の主権と領土の保全を断固として防衛するといふ意思是、決して動揺しない。

・「台湾独立」は、決して容認しない。

③ 台湾が「台湾独立」の主張を放棄した場合の前途

- ・兩岸間における対話と交渉を再開し、軍事分野で相互信頼醸成のメカニズムをうち立て、兩岸関係を平和的、安定的に促進する枠組みを共に構築する。
- ・適切な方式で兩岸の密接な連携を維持し、兩岸で発生する問題を随時話し合いで解決する。
- ・全面的、直接的、双方向の「三通」を実現し、兩岸同胞が経済貿易、交流、旅行、慣行等の活動を迅速く行えるようにする。(中略)

④ もしも台湾が独立したら、一切の代価を惜しまずこれを粉砕する。

(以上、傍線は筆者による。以下同様)

この「五一七声明」で、中華人民共和国が「平和統一」にも「武力行使」にも直接言及することができなかったことは、重大な政策変更を意味するわけではないものの、中華人民共和国の対台湾政策が深刻な手詰まり状態に陥ったことを象徴している。まず民主進歩党の長期政権化により、「統一促進」という政策のリアリティーが失われ、中華人民共和国は「独立阻止」に力を傾注せざるを得ない状況にある。「五一七声

明」で「政治交渉」の代わりに「平和的交渉」が、「平和統一」の代わりに「兩岸関係を平和的、安定的に促進する枠組み」という表現が使われ、「一つの中国」の受け入れを台湾に迫るかわりに、「台湾が『台湾独立』の主張を放棄」しさえすれば、「三通」を初めとする多くのメリットが得られる、という書き方になったのは、このためであると考えられる。次に、米国による抑止と説得が功を奏し、中華人民共和国は総統選挙を控えた二〇〇三―〇四年の間、武力の威嚇を抑制したと考えられている(注6)。一九九六年以来、中華人民共和国が武力の威嚇をかけてもかけなくても、中華人民共和国寄りと見られた主要な総統候補が全て落選してきたこともあり、威嚇は効果が薄くて副作用が強いことも判明している。すなわち中華人民共和国は台湾当局が受け入れ可能な新しい対台湾政策を打ち出して「平和統一」を促進することもできないし、他方武力の威嚇に訴えることもできない状態に陥ったのである。このように、中華人民共和国は陳水扁再選を機に、対台湾政策における当面の戦術目標を、「統一促進」から「独立阻止」に、言い換えるなら、「平和統一」から「現状維持」の強調へと舵を切った可能性が「五一七声明」から読みとることができる。

ところが、中華人民共和国の言う「現状」とは「五一七声明」にあるように「台湾が大陸と台湾が一つの中国に属している」という現状である。すなわち、台湾が自己を中華人民

共和国とは異なる国家であると認識していること自体が、中華人民共和国にとっては「現状に対する挑戦」であるということになる。二〇〇〇年二月に中華人民共和国が発表したいわゆる「台湾白書」が「台湾当局が交渉を通じて兩岸の統一問題を平和的に解決することを無期限に拒絶」(注7)することを武力行使の要件としているのも、中華人民共和国の対台湾政策が「一つの中国」という「現状維持」の建前を掲げる一方で実際には、「平和統一」という「現状変更」の内実を有しているためである。

二 陳水扁の總統就任演説と選挙演説

他方、台湾内部のアイデンティティ(自分が台湾人か、中国人か、あるいはその両方か)や将来の国家形態(統一か、独立か、現状維持か)、あるいは中華人民共和国との関係が「国と国との関係」であるかどうかについて、台湾内部では必ずしも意識や意見の一致を見ていない。ところが、台湾(または「中華民国」)が「国家」であるという立場に関して、異論が少なくない。少なくとも台湾が中華人民共和国の一省に過ぎないという主張に同意する台湾住民はごく少数である。すなわち台湾当局の認識では、中国国民党(以下、国民党)政権であれ、民主進歩党政権であれ、台湾住民の多数であれ、台湾海峡において、中国大陸と台湾が分断され、別々に統治されている状況にあることこそが現状であると認識している。

そして、「大陸反攻」という「現状変更」政策は李登輝時代にすでに放棄されており、台湾の政策は事実上「現状維持」になってしまっている。

さらに、台湾独立派にとって、台湾に関わる国号、国籍、団体等の名称を現状で多用されている「中国」や「中華民国」等から「台湾」にする「正名運動」(注8)も、中国大陸を統治するために作られた「中華民國憲法」を廃止して台湾の身の丈にあった「新憲法」を住民投票を通じて制定することも現状の変更には当たらない。いわゆる「台湾独立」は長年実効支配された宗主国から独立を達成したインドやマレーシア等の植民地の独立とは性質が異なる。中台は、常識に照らして言えば、共に独立した排他的な実効支配領域、人民、政府、軍隊、外交関係等を持つ分裂国家の分裂体同士である。

このため台湾は国号を「台湾」に変えたり、「中華民國」の領土変更を一方的に宣言したりするだけで、別に中華人民共和国に独立戦争を仕掛けることもなく、現実の境界線を一センチメートルたりとも変更することもなく、「独立」を達成することができる。すなわち、独立派にとってみれば「台湾独立宣言」であれ、「正名」であれ、「新憲法制定」であれ、「分断」という現状を固定化または合法化するに過ぎない。むしろ、中華人民共和国の外交、経済、軍事面での力が増大する中、中華人民共和国が経済・軍事大国になってから中華人民共和国を刺激するような政策を採るのではなく、中華人

民共和国がまだ弱いうちに、中華人民共和国に容易に呑み込まれることのないよう台湾アイデンティティを強化すべきだ、という危機感が独立派の中に出現したことは、論理的帰結である。

ただし、上述したように、台湾側の考える「現状維持」または「現状の固定化・合法化」こそが、中華人民共和国にとって最も挑発的な「現状変更」であり、武力行使の対象とある。また米国は後述するように結果として武力の威嚇や武力行使が生起することを望まない。このため、陳水扁は四年前と同様、米中両国の圧力の下で五月二〇日の總統就任演説を行うことになった。同演説において、中台関係に関するポイントは以下の三つである(注9)。

- ① 選挙公約にあった「住民投票による新憲法の制定」を取り下げ、「国家の主権や領土にかかわる問題、また統一か独立かなどの問題」には手をつけず、既存の手続きにのっとって憲法改正を進める。

② 二〇〇〇年五月二〇日の就任演説に掲げた原則と公約は、過去四年間に変化はしておらず、これからの四年間も変わらない。

③ 「兩岸平和発展委員会」を設置し、与野党の知恵と国民全体のコンセンサスを結集し、「兩岸平和発展綱領」を制定し、共同で兩岸の平和安定と永続的な新聞

係を打ち立てる。

このように、陳水扁は、住民投票による二〇〇八年までの新憲法制定・施行という選挙公約を取り下げ、従来通りの手続きで憲法改正を進めることを明言した。同時に陳水扁は間接的な表現ながら二〇〇四年五月二〇日の就任演説で述べられたいわゆる「五つのノー」(中国に武力行使の意図がない限り)、①任期内に独立を宣言しないし、②国号を変えないし、③二国論を憲法に書き込まないし、④現状を変更する統一・独立を問う住民投票を推進しないし、⑤また国家統一綱領と国家統一委員会を破棄・廃止するという問題もないことを保証する)の継続を示唆した。選挙公約をこのように変更したのは、米国の反対を押しきって住民投票を導入したことにより傷ついた米中との信頼関係を回復するためであったと考えられる。陳水扁はこの時点で、かつて「新中道路線」を取っていた時期に有していた「現状維持勢力」のイメージを回復しようとしたのである。

しかしながら、ここで「五つのノー」には「中国に武力行使の意図がない限り」という表現に注目する必要がある。なぜなら中華人民共和国が「平和統一」政策において、台湾に対する武力行使の意図をとり下げることは考えにくいからである。つまり、中華人民共和国には常に武力行使の意図があるため、「五つのノー」の履行は、必ずしも所与ではなく、ひとえに陳水扁政権の状況判断および政策判断にかかっている

る。とはいえ、総統選挙中に打ち出された住民投票による新憲法制定（二〇〇六年に制定、〇八年に施行）という中華人民共和国の反発を招いた公約はひとまず取り下げられたはずであった。

ところが、陳水扁は、二〇〇四年一月に予定された立法委員選挙が近づくにつれ、総統就任演説での約束を変更し始めた。例えば、陳水扁は「中華民国とは台湾のことである」と繰り返し発言し、「台湾」を「中華民国」の略称として使う意向を表明するなど、台湾アイデンティティを高揚させる「事実上の国号変更」を進めた（注10）。「中華民国とは台湾のことである」という言説は、実は中台を除けば国際社会で自然に受け入れられているが、台湾の「法的地位」の変更を許容しない中華人民共和国にとっては刺激的であった。

陳水扁は、立法委員選挙直前の一月二十七日と二月五日に、二〇〇六年に住民投票で「新憲法」を諮り、二〇〇八年に施行するという総統選挙期間中に提起したタイムテーブルにあらためて言及し、在外公館や国営事業に冠する名称を「中国」、「中華民国」および「台北」から「台湾」に改める「正名運動」にも言及した（注11）。陳水扁のこうした政策転換は、立法委員選挙において、同じ支持者層を有する台湾團結連盟を犠牲にしてでも、民主進歩党の伝統的な支持者を奪回しようとしたための選挙政治上の言動であると考えられる。しかし、対外的には五月二〇日の就任演説で言い方が一時

的な言い逃れにすぎなかったという印象が強まり、米国をはじめとする国際社会の陳水扁総統に対する不信感は強まった。陳水扁は、立法委員選挙にむけて、総統選挙時と同様、またしてもアイデンティティ・カードを切ったのであった。

三 G・Wブッシュ大統領の「現状」発言

陳水扁の言説が選挙の度に揺れ動くことに米国は不快感を隠さなかった。元来、米国の中台に対する政策の基本は、「平和的解決」であるが、二〇〇一年の九・一一同時多発テロ以降、米国の対外戦略における中台問題の比重は低下した。米国の政策は、台湾と中華人民共和国との間の緊張関係を経て、「平和的解決」よりもむしろ「現状維持」へと傾きつつある。米国にとっての「現状」とは、中台双方が米国の言うことを聞いて武力行使がなされない状態、すなわちこの地域における米国の圧倒的な優勢が維持され、境界線が変更されないことを意味する。中華人民共和国が対台湾武力行使を放棄しないことは、ずっと米国の懸念であり続けている。他方で、台湾自立化路線を続けて中華人民共和国を刺激した李登輝に対するクリントン政権の不満は強く、李はしばしばトランプメーカー扱いされた。

中に住民投票を導入したことで決定的となった。イラク戦争と余力を失っている米国にとって、陳水扁の言動は中華人民共和国の非理性的行動を招きかねず、「トラブルの元」であった。G・Wブッシュ大統領は、二〇〇三年一月に温家宝総理と会見した際、「我々は中国または台湾が現状を変更するいかなる一方的な決定をすることにも反対する。そして台湾の指導者からなされた言動は、我々が反対しているところの現状変更を、彼が一方的に行う決定を下そうとしているかもしれないことを示唆している」（注12）と発言して、台湾による「現状変更」を温家宝と共に批判した。

住民投票のテーマは事前に米国にも伝えられたが、台湾海峡の安定を重視する米国は台湾が忠告を無視して住民投票の導入に踏み切ったことに対して不快感を露わにした（注13）。米政府高官が不快感を表明したことで、中台関係の政治的雰囲気は悪化し、台湾が準備した特派派遣も米国によって拒絶されるに終わったと報道された（注14）。総統選挙後の二〇〇四年四月二一日、東アジア・太平洋問題を担当するジェームズ・ケリー米国防務次官補は下院外交委員会で証言を行った。ケリーは陳水扁政権の動向が「中国側の危険な対応を招く可能性がある」として、「台湾が憲法改正の可能性について検討する限り、米国が支援できることについては限界がある」として、台湾に強く自制を求めた（注15）。

そして、陳水扁は、前述したように、五月二〇日の就任演

そして、G・Wブッシュの陳水扁政権への不信感は、二〇〇二年八月の「一迎一国」発言（中国と台湾は海峡を挟んだ別な国）から始まり、二〇〇四―〇五年の総統選挙期間

説で提起した対外公約を、立法委員選挙が近づくにつれてまでも反故にした。陳水扁の「正名」と「憲法制定」に関する発言が伝えられた直後、米国防務省スポークスマンは、陳水扁が提起した在外公館の「正名」を支持しないと明確に発言した（注16）。このように、米国では陳水扁は現状変更を狙う、あるいは選挙のために「現状変更」のポーズを乱発する「トラブルメーカー」であるという印象が定着してしまった。こうして、台湾は本来なら民主主義の理念と地政戦略上の利害が一致しているはずの対米関係に齟齬が生じ、台湾を武力で威嚇している中国共産党の独裁政権と米国とが同床異夢ながらも「現状維持」を共通項として接近することを許してしまっただけでなく、陳水扁政権は、G・Wブッシュ政権の下で元々良好だった対米関係を選挙で勝利するために犠牲にし、消費し尽くした観がある（注17）。

四 立法委員選挙の過程と結果

陳水扁政権は、二〇〇〇年以来「一つの中国」原則の受け入れ拒否や、住民投票の導入に見られるように、少数政権であるにもかかわらず、一歩ずつ「事実上の台湾独立化」を推しすすめてきた。したがって二〇〇四年の立法委員選挙では、民主進歩党と台湾團結聯盟が過半数を獲得する、あるいは野党連合を過半数割れに追い込むことで、与党が政局の主導権を掌握し、憲法制定などの改革を推進する条件を整えるかど

うかが焦点となった。

総統選挙の際、僅差ながら陳水扁が再選されたのに対し、立法委員選挙では国民党、親民党、「新党」からなる野党連合が過半数を制した。この二つの異なる結果に対して、一部のメディアでは「バランス感覚が働いた」（注18）という評価が出た。しかしながら、台湾政治の現実から見ると、必ずしもそうとは言い切れない（注19）。事実、表にあるように、緑陣営の得票率と獲得議席は、伸び悩んだとはいえ過去最高であり、他方野党陣営は分裂以前の国民党時代を含めて、長期低落傾向にある。台湾の選挙民は引き続き緑陣営の成長を選択しているのである。

他方、緑陣営が単に候補を立てすぎて共倒れした、という見方も皮相的である。むしろ、今回は、中選挙区制という制度の上で、陳水扁と李登輝の政治戦略が衝突したことが、両党の共倒れを招いたと考えた方がよい。憲法上台湾の総統は三選が禁じられている。陳水扁にしてみれば、二期目が最後であり、自分の功績が歴史にどのように記されるかこそが、彼にとって最大の課題である。改革を推進して歴史に名を残すためには台湾團結聯盟と合わせて緑陣営が過半数を取ることに至上命題であった。

他方李登輝にとってみれば、緑の両党が過半数に達することよりも、台湾團結聯盟が議席数を増やし、両陣営が共に過半数に達しないことの方が大切である。なぜなら、そうする

ことにより、李登輝は国民党の王金平立法院長を初めとする本土派勢力に影響力を行使することが可能になり、台湾團結聯盟が政局のキャスティングボードを握ることが可能になる。しかも民・国・台三党の組み合わせは立法委員の四分の三を超え、憲法改正をも可能にする。

また、憲法改正が順調に進めば、二〇〇七年に予定されている次回の立法委員選挙が、小選挙区制の下で行われることを考えると、今後の影響力を確保するために、両党は二〇〇四年の立法委員選挙でより多くの議席を獲得することが必要であった。このため両党間では候補者調整も選挙戦略調整も一部地域を除いてできなかった。前述したように選挙戦の最終段階で陳水扁が「正名」と「憲法制定」のアジェンダを提起したことは、台湾團結聯盟が固めようとしていた独立派の票を民主進歩党が奪回しようとしたことを意味した。しかも、最終段階で陳水扁が極端な路線に立ち戻ろうとしたことが中道の選挙民獲得に不利に働いたとも指摘されている（注20）。このため、最後の最後になって緑内部の戦いが激化し、中道の支持者も失い、かつて二〇〇一年の立法委員選挙時に成功した「本土派勢力拡大戦略」に失敗してしまったと考えられる。

他方青陣営内部の戦いは、親民党の支持率が急落したことから、支持者達は親民党を見捨てて国民党に票を集中させた。また候補の公認時期に青陣営が低迷していたこともあり、国

表：台湾の2001年および2004年立法委員選挙の結果

政 党	議 席		得票率	
	2001	2004	2001	2004
民主進歩党（緑）	87	89	33.38	35.72
台湾團結聯盟（緑）	13	12	7.76	7.79
無党籍連盟	0	6	0	3.63
その他・無所属	10	4	8.71	5.94
中国国民党（青）	68	79	28.56	32.83
親民党（青）	46	34	18.57	13.90
「新党」（青）	1	1	2.61	0.12

出所）中央選挙委員会ホームページ。<<http://210.69.23.140/cec/cechead.asp>>。
（2004年1月20日にアクセス）。

国民党は「総量規制」と呼ばれる候補者数の絞り込みを行った。こうした陣営と支持者の危機感が相乗効果をもたらし、結果として親民党から支持者を回復したことで、国民党は「意外な勝利」をもたらしたのである（注21）。

この選挙結果により、中華人民共和国寄りの野党連合が引き続き立法院を主導する可能性が高くなった（注22）。陳水扁総統や李登輝前総統の提唱する「正名」や「憲法制定」はひとまず頓挫し、中華人民共和国が批判してきた台湾による「現状変更」は回避される見込みにある。陳水扁は選挙後、レイムダック化を避けるため野党との協力姿勢を見せており、かつての「新中道路線」に回帰する可能性が指摘されている（注23）。特に多くの議席を失った親民党は、民主進歩党と組んで、国民党と組んでも過半数に達するキャスティングボードを握る位置を獲得したため、今後の与野党協力の行方が注目される。少数政権として与野党対立が続いても、あるいは与野民主進歩党と台湾独立反対を堅持する野党親民党との協力が始まって、いずれにせよ台湾の法的地位の「現状変更」につながるような抜本的改革の推進は、二期目の陳水扁政権では極めて困難となった。

五 中華人民共和国が「反国家分裂法」制定へ

中華人民共和国にとって、立法委員の選挙は、過半数に達する野党連合が陳水扁を牽制することを期待できる結果となっ

た。緑陣営が過半数を獲得し、「正名」や「憲法制定」が推進されれば、中台関係の緊張が高まると思われていたが、実際には青陣営が勝利したことで中台関係に緊張緩和をもたらすかと思われた。しかし、中華人民共和国は台湾との和解の方策ではなく、台湾の「独立阻止」のために、これまで以前例のない「立法手段」を使用するようになった。それは、中華人民共和国における「反国家分裂法」の制定の動きである。

中華人民共和国が立法手段を使って「台湾独立の阻止」を図ろうとしたのは、二〇〇四年五月に、温家宝首相が、イギリス訪問中に、「国家統一法」を制定することを真剣に考慮している、と発言したことに始まった(注24)。その後、中華人民共和国では「国家統一法」あるいは「反分裂法」を内部で研究中であることがしばしば非公式に伝えられた(注25)。

こうした動きは、台湾が憲法改正で中華人民共和国と対抗するならば、中華人民共和国も法律で対抗するべきだとの考えに基づいていると考えられる(注26)。台湾側は、当初この法律が武力行使の基準を法律に明記することになると考え、「犬が人を咬む時に、事前に警告するようなもの」として、相手にしなかった(注27)。

ところが、二月一七日に全国人民代表大会常務委員会は、「反国家分裂法」を審議することを明らかにした(注28)。実は、同法は最終的に二〇〇五年三月の全国人民代表大会で法案成立が予定されているし、法案の具体的な中身も公表され

ていないため、その内容について軽々に結論を下せない。しかし、二〇〇四年一月現在分かっていることである程度中華人民共和国の意図を読みとることができる。例えば、法案名の英訳であるが、それは「anti-secession law」になった。「secession」の意味は「脱退」や「分離」であり、米国ではリンカーン大統領就任後の一八六〇―一六一年に南部一州が合衆国を脱退し、南北戦争を招いた際に使われた。つまり、現状を変更しようとしているのは当時の南部諸州と同様に台湾なのであり、中国はこの法律を現状を維持するために作っているという印象付けをねらったものと考えられる。もしも当初考慮されていたように「国家統一法」という表現が使われていれば、中華人民共和国は統一、すなわち「現状変更」を立法化することになり、米国からの反発はより大きくなっていくはずであるが、中華人民共和国は、そのような印象を与えることを回避し、わざわざ南北戦争の南部諸州のイメージを借用したのである。さらに、中華人民共和国は国内法の制定でありながら、陳雲林國務院台湾弁公室主任を米国に派遣して同法に関して米国に事前説明をさせている(注29)。

中華人民共和国は上記のように米国が反発しないよう、技術面で細心の注意を払っている。同法審議の事実公表のタイミングは、「国防白書」を公表したのと同じく選挙後であった。しかし、台湾の大部分の住民は、同法の制定に強く反発した。法案の文案はまだ明らかになっていないが、台湾の異

創變・大陸委員会主任委員は、台湾への武力行使により、一方的に台湾海峡の現状を変更することを合法化する口実を作るものであるとして強い反発を示した(注30)。台湾の大陸委員会が二月二四日に公表した世論調査によると、「反国家分裂法」の制定により台湾に統一を迫るやり方について、七三・二%が「受け入れられない」と答え、同法を武力行使の口実とするやり方について、八二・八%が「賛同できない」と答えた(注31)。与党系民間シンクタンクである「台湾シンクタンク」が、大陸委員会の調査より後に類似の世論調査を行ったところ、同法に対し、七九・六%が「拒絶する」と答え、八〇%が「武力行使の口実作りである」と認識しており、八八・一%が「与野党が一致して台湾の主権と民主社会を守ることを期待する」と回答した(注32)。

大部分の台湾住民が反対する立法を行うことは、「統一促進」を目的とするならば、必ずしも聡明なやり方とは言えず、むしろ非合理的とさえ言えるやりかたである。こうした点からも、中国の対台湾政策の重点は「独立防止」へとシフトしていることが分かる。しかも台湾の民意を無視するというアプローチは、台湾向けというよりも、住民投票や憲法制定といった変化を次から次へと打ち出す台湾への対策を何かしなければならぬという焦りや、政権内部の圧力への対応といった、国内政治上の考慮の方が大きい可能性もある。こうした点に関しては、中華人民共和国の政策決定過程が明らかに

るのを待たなければならぬ。

おわりに

立法委員選挙前後の中台それぞれの言説を見ると、双方とも「現状維持」の旗を掲げて「現状の変更」を目指していることがわかる。筆者はかつて台湾海峡の現状が維持されてきた要素として、台湾海峡の存在、台湾が事実上の「国家」であり、中華人民共和国との統一を拒否していること、および平和的解決を望む米国の意思・能力の三つを挙げたことがある(注33)。この見方はおおむね間違っていないと考えられるが、実際にはこうした観点だけで台湾海峡の現状を分析するには足りない。三者の「現状」に関する最低限のコンセンサスは、台湾海峡の安定を損なわず、すなわち戦争や極度の緊張関係が存在せず、経済貿易関係の促進による繁栄を続けることにすぎない。

「現状」の定義は、本稿が明らかにしたように三者によって全く異なる。中華人民共和国にとって現状とは法的な「一つの中国」の状態である。台湾による台湾の法律上の「地位変更」すなわち現状を固定化、合法化することを中国は許せないと考えられる。これは「五一七声明」の内容や「反国家分裂法」制定過程をみてもよく分かる。かつてクリントン政権時期の米国が中台間で現状維持を前提とした「暫定協定」を作ろうとしたことがあるが、中華人民共和国が反発して受

け入れなかった。歴史上「暫定協定」は、現状の固定化をもたらしただけが多いためであろう。

台湾にとつての現状とは分裂・分治状態であり、台湾が一貫して国家であるという状態、つまり台湾の国家性 (Statehood) の維持である。だからこそ、中華人民共和国が外交、軍事、および経済を背景に台湾を統合してしまおうとする動きを阻止しようと「正名運動」等が一定の求心力を持ち、しかもその影響力は、中華人民共和国の総合国力や台湾への圧力が増大すればするほどかえって強くなる。

米国にとつての現状とはこの地域における米国の圧倒的な優勢であり、言い換えるならば中台双方が決して米国の意志に逆らわないことである。「中台いずれでも一方的に台湾海峡の現状を変更することに反対する」という表現は米国の意向を如実に表している。中華人民共和国が武力を行使することは、現状変更であり、米国にとつて受け入れられない。他方台湾が独立に向けて進み、中華人民共和国を刺激して結果として中華人民共和国の武力行使を招くことも受け入れられない。すなわち、米国にとつての「現状維持」とは、「中華人民共和国が武力行使をしないこと」であり、そのために「台湾は独立しないこと」である。

ところが、中国は自らが「現状維持勢力」であり、台湾こそが「現状変更」を企図するトラブルメーカーであると印象づけることに成功しているように見えるものの、実情はそれ

ほど単純ではない。米国は経済面で中華人民共和国が台湾を抱き込むことを容認しているが、軍事面では台湾支援を強化している。米台の政治的雰囲気は悪化したものの、米国の対台湾政策に今のところ大きな変化はない。今でも米国は台湾に対して台湾の自衛力強化のための武器購入を推進することを強く要求し続けている。G・Wブッシュ政権の二期目でも台湾への安全保障上のコミットメントを維持する、という点で大きな変化は見込めないであろう。すなわち、米国は、「一つの中国」に関する政治関係上の「現状維持ゲーム」は中国とともにプレーしているが、中台の軍事バランスを維持して現状の境界線を固定化するという軍事戦略上の「現状維持ゲーム」は、いまだに台湾とプレーし続けている。

このように、中国も台湾も、ともに「現状維持」に努力しながら「現状変更」を行っており、米国は中台それぞれと台湾海峡の「現状維持」を図ろうとしているが、中台それぞれは米国の行為が相手の「現状変更」を助長しているように見える。このように、台湾海峡の「現状」はすぐれて逆説的な構造を有している。「現状維持」と「現状変更」が中台関係においては同時に共存しているのである。この構造が存在しているからこそ、中台関係では「現状を変更するアクターは全て自分以外」という他者非難が成立し、中台の現状維持は常にダイナミックなプロセスをたどるのである。

胡錦濤は江沢民が完全引退を決めたことにより、今後比較

的安定した政治環境の下で、対米政策や対台湾政策を執行していく可能性が高い。中華人民共和国の対台湾政策は元々手詰まり状況に陥っていたが、自らを「現状維持勢力」であるとして巧妙に印象付けることで、米国の政治的に抱き込むことに成功した。こうした外交手腕は高く評価することができる。他方、陳水扁政権はレイドバック化をいかに回避するかを主たる関心事として政権運営を行い、対米政策と大陸政策に当たることになり、苦しい局面が続くだろう。

〈注 釈〉

- ① 台湾の政界は、二〇〇一年以降民主進歩党と台湾團結聯盟 (李登輝前総統を精神的指導者と仰ぐ政党) の「緑陣営」(緑は台湾や民主進歩党のシンボルカラー) と、国民党と親民党および「新党」の「青陣営」(青は中国や国民党のシンボルカラー) の二大陣営に分かれて争うようになっていた。外省人、客家人、先住民というマイノリティーは藍陣営支持に傾いており、人口の七割以上を占める福建系は両陣営支持に分裂している。
- ② 本稿で記述している「中国」とは、中華人民共和国を意味する場合と、中華人民共和国が主張する台湾を含めた中国を意味する場合がある。読者には文脈により判断してもらいたい。台湾とはおおむね台湾移転以降の中華民国政府が実効支配を続けている全領域のことを意味している。なお中華民国政府とは、中華民国国民政府 (一九二八年に正式に成立した南京政府) 以降の中華民国政府を指しており、その実効支配領域の変化や国際的承認の多寡を問わず、国府または台湾当局と呼び、略称は

華または台とする。なお、中国大陸および大陸とは中国または中国本土を指し、海峡兩岸とは中台を指す。

- ③ 改革開放時期の中国の対台湾政策については、拙稿「中国の対台湾政策—一九七九—一九八七年—」『国際政治』(日本国際政治学会) 一一二号、一九九六年五月、を参照のこと。
- ④ 江沢民八項目提案に関しては、拙稿「中国の対台湾政策—江沢民八項目提案の形成過程—」『防衛研究』(防衛研究所) 一七号、一九九七年一〇月、を参照のこと。
- ⑤ 「中共中央台湾弁公室、國務院台湾事務弁公室授權—就當前兩岸關係問題發表聲明—」『人民日報』二〇〇四年五月一七日。
- ⑥ 米国防省防衛情報局 (DIA) 局長が台湾の新聞のインタビューに答えたもの。「美軍情局長：中共未藉演習影響台灣大選」『聯合報』二〇〇四年二月二六日。
- ⑦ 中華人民共和国國務院台湾事務弁公室・國務院新聞弁公室「一個中國原則與台灣問題」(二〇〇〇年二月)「中華人民共和國國務院新聞弁公室編『中國政府白皮書』(三) (二〇〇〇—二〇〇一)』外文出版社、北京、二〇〇三年、一〇頁。
- ⑧ 台湾正名運動のホームページ参照。http://taioan.hp.infos.eek.co.jp/> <http://homepage2.nifty.com/HATAI/chiani/a/> (二〇〇五年一月二〇日アクセス)。
- ⑨ 陳水扁「中華民國第十一代總統就職演說—台灣の持続発展のために基盤を築く」『台湾週報』二二四四号、二〇〇四年五月二七日。
- ⑩ 「陳總統：中華民國簡稱就是台灣」『聯合報』二〇〇四年九月四日。
- ⑪ 「扁：泛綠過半終結『中國憲法』預告二〇〇六年公投複決新

- 憲二〇〇八年五二〇実施李登輝当面反駁修憲不可行必須制憲」
 『中国時報』二〇〇四年一月二十八日。『扁：外館、国営事業將
 正名台湾』『聯合報』二〇〇四年二月五日。
- ⑫ ホワイントハウスのホームページ。〈http://www.whitehouse.gov/news/releases/2003/12/20031209-2.html〉。(二〇〇五年一月二〇日アクセス)。
- ⑬ 「公投文字已先告知美國」『聯合報』二〇〇四年一月十七日。
 「美回応公投：不反対不背書」『聯合報』二〇〇四年一月十八日。
 「阿米塔吉：台公投動機令人質疑」『聯合報』二〇〇四年一月三十一日。「阿米塔吉：台湾公投動機可能與選舉有關」『聯合報』二〇〇四年一月三十一日。
- ⑭ 国務省のスポートスマンが反対を言明。「美：反対三二〇公投影響台海現状」『聯合報』二〇〇四年一月一日。「赴美日公投宣達団取消」『聯合報』二〇〇四年一月一日。
- ⑮ 米国務省ホームページ。「Statement of Assistant Secretary James Kelly, House of International Relations Committee Hearing on Taiwan, Committee on International Relations, Committee on International Relations, April 21, 2004, available at <http://www.house.gov/international_relations/108/Ke042104.htm〉。(二〇〇五年一月二〇日アクセス)。
- ⑯ Adam Erel, Daily Press Briefing, Deputy Spokesman, U.S.State Department, Washington, DC, December 6, 2004, available at <http://www.state.gov/r/pa/prs/dpb/2004/39460.htm〉。(二〇〇五年一月二〇日アクセス)。
- ⑰ 対米関係を初めとした良好な対外関係を内政のために過度に利用することは、陳水扁政権の外交の顕著な特徴として指摘さ

れている。紀淑芳「扁外交決策体系『五大病徵』— 単線、短視、重虚、反覆、危機不断—」『財訊』二七三期、二〇〇四年二月、九八—九九頁。

- ⑱ 「台湾野党が過半数」『讀賣新聞』二〇〇四年二月二日。
 ⑲ 台湾の選挙分析に定評のある小笠原欣幸氏は二〇〇四年の立法委員選挙の結果について、「立法委員選挙では、明確な傾向はつかめないで、有権者はバランスを取ったのではなく、ばらばらの判断が積算し、最終的に台湾政治の進路について方向を示すことはできなかったと考えるべき」であると結論づけている。小笠原欣幸ホームページ。小笠原欣幸「二〇〇四年台湾立法委員選挙分析— 方向の見えない選挙—」〈http://www.tufs.ac.jp/is/personal/ogawara/analysis/Telection2004analysis2.html〉。(二〇〇五年一月二〇日アクセス)。
- ⑳ 「民進黨：欲速則不達— 議題打太兇、配票玩過頭—」『新新聞』九二七A号、二〇〇四年二月二十二日、三八—三九頁。
- ㉑ 「総量管制奏功、泛藍皆勝果」『自由時報』二〇〇四年二月二二日。
- ㉒ 無所属の立法委員のうち、緑陣営に近い者は一人しかいないが、青陣営に近い者は七名に達する。こうした点から見ても、緑陣営主導の政局運営はほぼ不可能であることが分かる。「無盟、無党籍当選立委の政党傾向」『聯合報』二〇〇四年二月二十二日。
- ㉓ 「為防止『跛脚』効応浮現— 陳水扁將走回新中間路線—」『新新聞』九二八号、二〇〇四年二月十七—二十日、五六—五九頁。
- ㉔ 「回応建議：考慮制定『統一法』」『文匯報(香港)』二〇〇四年

- 年五月一日。「温家宝：認真考慮訂『統一法』」『聯合報』二〇〇四年五月一日。
- ㉕ 「人大：『統一法』香港適用」『文匯報(香港)』二〇〇四年五月二二日。「人大研訂統一法兩岸港澳適用」『聯合報』二〇〇四年五月二二日。「大陸会認真研究『統一法』」『聯合報』二〇〇四年七月三〇日。
- ㉖ 台湾では、中華人民共和国が台湾に対して「三戦」(心理戦、法律戦、およびメディア戦)を挑んでいるととらえられており、「反国家分裂法」は「法律戦」の一部であるとされている。「論中国三戦之本質」『中国時報』二〇〇五年一月七日。
- ㉗ 「陸委会：中共訂統一法自我麻煩」『聯合報』二〇〇四年五月十三日。
- ㉘ 「十届全国人大常委会第二十六次委员長会議在京举行 反分裂国家法草案、公務員法草案、公证法草案等將首次提請審議— 反分裂国家法不適用香港、澳門特別行政区—」『人民日报(海外

版)』二〇〇四年二月十八日。

- ㉙ 「中美坦率討論反分裂法」『文匯報(香港)』二〇〇五年一月七日。「陳雲林結束訪美反分裂法未出鞘」『中国時報』二〇〇五年一月九日。
- ㉚ 「吳劍雙：反分裂法 找藉口犯台」『聯合報』二〇〇四年二月十八日。
- ㉛ 大陸委員会ホームページ。〈http://www.mcc.gov.tw/index1.htm〉。(二〇〇五年一月二〇日アクセス)。
- ㉜ 台湾シンクタンクホームページ。12/31「台湾人民如何看待反分裂法」民調結果記者會。〈http://www.taiwanhinkank.org/researchfinal.php?id=559〉。(二〇〇五年一月二〇日アクセス)。
- ㉝ 拙稿「中国との関係」、若林正文編『もっど知りたい台湾』弘文堂、一九九八年、二五〇—二五二頁。